

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[略]</p> <p>I [略]</p> <p>II 用語の定義等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）</p> <p>（定義）</p> <p>法第二条</p> <p>[略]</p> <p>令第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 <u>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>九・十 [略]</p>	<p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>I [同左]</p> <p>II 用語の定義等</p> <p>1. [同左]</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）</p> <p>（定義）</p> <p>法第二条</p> <p>[同左]</p> <p>令第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 [同左]</p> <p>八 <u>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u></p> <p>九・十 [同左]</p>

規則第二条 [略]
規則第三条 <u>削除</u>
規則第四条 [略]

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、令第1条並びに個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第4条に定められており、例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく保険者番号や被保険者等記号・番号などが該当する。

したがって、当該保険者番号及び被保険者番号・記号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。

3～5 [略]
 III～V [略]
 別表1～別表6 [略]

規則第二条 [同左]
規則第三条 <u>令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。</u>
規則第四条 [同左]

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく保険者番号や被保険者等記号・番号などが該当する。

したがって、当該保険者番号及び被保険者番号・記号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。

3～5 [同左]
 III～V [同左]
 別表1～別表6 [同左]